

自動車損害賠償責任保険  
後遺障害認定等級に対する異議申立書

令和5年 [REDACTED]

損害保険料率算出機構 御中

〒453-0015

名古屋市中村区椿町 7-20 恒川ビル 5階  
にわ法律事務所

弁護士 丹 羽 洋 典

電話 052-459-5515 ファックス 052-459-5516

過日、貴機構より通知がなされた下記被害者の後遺障害の等級認定結果について  
次のとおり異議申立をいたします。

保 険 者 [REDACTED]

証明書番号 [REDACTED]

事故日時 令和4年 [REDACTED] [REDACTED]

発生場所 愛知県 [REDACTED] 先路線上（その他市道）

加 害 者 氏 名 [REDACTED] [REDACTED]

住 所 愛知県 [REDACTED]

被 害 者 氏 名 [REDACTED] [REDACTED]

住 所 愛知県 [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

## 異議申立の趣旨

被害者の本件事故による頸部痛及び腰痛の症状については、それぞれ自賠法施行令別表第二第14級9号に該当し、併合第14級となる。

との判断を求める。

## 異議申立の理由

### 第1 等級認定結果について

■■■■■■■■■■ 保険株式会社作成令和5年■■■■■■■■■■ 付「自動車損害賠償責任保険お支払不能のご通知」別紙によれば、被害者の頸部痛及び腰痛の各症状につき、後遺障害には該当しないものと判断された。

しかし、以下に詳述するとおり、被害者の各症状は、受傷時の状態や治療の経過などから連続性・一貫性が認められ、医学的に説明可能な症状であり、単なる故意の誇張ではないと医学的に推定されるものといえ、自動車損害賠償保障法上の後遺障害に該当する。

### 第2 事故態様及び受傷機転について

被害者は本件事故日、自家用普通乗用自動車を運転中、左方駐車場から突然進路前方に進入してきた加害者運転自家用普通乗用自動車から衝突を受けた。

その衝撃により、被害者は、上半身を前後に大きく揺さぶられると共に腰部を強く圧迫された。また、その際に頸部をヘッドレストで強打した。この一連の身体への衝撃により、被害者の頸部及び腰部は過伸展・過屈曲した。

### 第3 被害者の自覚症状（以下「本件後遺障害」という。後遺障害診断書、報告書）

被害者は、本件事故により頸部及び腰部挫傷等と診断され、約8か月間の通院加療を続けたが、令和5年4月28日の症状固定後も頸部痛及び腰痛の症状が残存した。

### 第4 症状の一貫性・連続性（診断書、診療報酬明細書、施術証明書）

被害者は、本件事故後、■■■■■■■■■■ において、頸髄損傷、第4腰椎椎体骨折、頸・腰部・左肩打撲傷、右手関節部打撲傷と診断され、事故日から症状固定日である令和5年■■■■■■■■■■ までの約8か月にわたり、同院に入院62日・通院54日、■■■■■■■■■■ 整形外科に2日間、一貫・連続してそれぞれ入通院治療を行った（入院日数のべ62日・通院日数のべ56日）。

そして、上記通院期間を通じて被害者は、一貫して頸部・腰部の痛み等の本件後遺障害を訴え、画像診断・器具等による消炎鎮痛等処置・鎮痛薬等が処方されたが、頸髄・腰部の痛み等の症状は残存した。

## 第5 医学的所見の存在

認定結果によれば、被害者の後遺障害等級の認定を否定とする理由として、自覚症状を裏付ける客観的な医学的所見に乏しい点を挙げる。

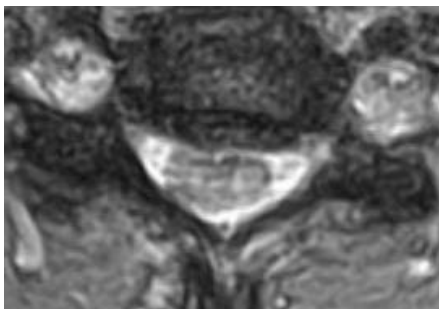
しかし、以下のとおり被害者の本件後遺障害を裏付ける医学的所見は存在する。

### 1 頸部画像所見

下記画像は令和4年[ ]に撮影された被害者の頸部 Xp 画像 [ ]に撮影された被害者の頸部 MRI 画像をそれぞれ抜粋したものである。



C5/6



冠状断画像から被害者の頸椎は左を凸とする側彎を生じ、かつ矢状断画像から C5 を凸とした頸椎の後弯が生じている。

また、Xp 画像から椎間関節部骨棘の形成及び頸椎アライメントの異常により右 3/4/5/6 椎間孔の狭小化が生じている。

さらに、C5/6 椎間板が後方右寄りに膨隆し、脊柱管のみならず脊髄神経を圧迫していることが認められる。

以上の画像上捉えられる異常所見は、頸部痛の原因となり、被害者の症状を難治化させていることは明らかである。

## 2 腰部画像所見

右の画像は令和 4 年██████に撮影された被害者の腰部 Xp 画像であるが、第 4 腰椎前上角部に骨の乖離が生じており、かつ、椎体内に椎体内出血とみられる輝度変化が生じている。

また、L3/4 椎間間隙が狭小化し、L4/5/S1 椎間孔の狭小化も生じている。

これらの画像上捉えられた異常所見は、被害者は腰部に後遺障害を生じる程度の強い衝撃を受けたことを示し、被害者に生じた腰痛を難治化させていると考えられる。



## 第 6 後遺障害による日常生活上の支障

### 1 労働に対する支障

被害者は、本件事故当時、会社員として██████等に従事していたが、本件後遺障害により、下記のとおり労働に対する支障が生じており、その労働に対する支障を割合で評価するならば、後遺障害等級 1 4 級に相当する 5 パーセントは下らない。

- (1) 営業では車移動のため、左右の確認、特に後方確認時に首を動かすと痛みが増強する。
- (2) パソコン作業時、酷い肩凝りのような痛みが起こり、長時間に及ぶと気分が悪くなり嘔吐することもある。
- (3) 腰部の痛みにより重量物の運搬が困難となり、持ち方の工夫や、休み休み運搬を行わなければならない、従前よりも作業に時間がかかるなどの労働に対する支障が生じている。

### 2 日常生活に対する支障

- (1) 夜になると頸部や腰部の痛みが増強するため、寝付くことができず、慢性的な睡眠不足となった。
- (2) 趣味であった██████等の運動が困難となった。

- (3) 医師からは再度頸部に強い衝撃が加わると半身不随になるほどの重度の障害を負いかねないと指導されているため、日常的な運動も十分できなくなった。
- (4) 長時間の運転が困難になったため、遠出ができなくなり、外出の頻度が低下し行動範囲が狭まった。

## 第7 結論

以上のとおり、本件各後遺障害は、画像所見により、これを裏付けることが可能であり、かつ、頸部及び腰部を過伸展・過屈曲したという受傷態様、受傷当初からの訴え及び通院加療経過の一貫性・連続性も認められるのであるから、本件後遺障害は、医学的に説明可能な症状であり、単なる故意の誇張ではないと医学的に推定できる。

そして、本件事故後1年2か月を経過した現在においても症状が残存しているため、本件各後遺障害は将来においても回復困難と考えられるため、「局部に神経症状を残すもの」として、それぞれ自賠法施行令別表第二第14級9号に該当する。

以上